

市第5号議案

横浜市立学校条例の一部改正

横浜市立学校条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年5月24日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市立学校条例の一部を改正する条例

横浜市立学校条例（昭和39年3月横浜市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表の2の表中

「 横浜市立丸山台中学校 」	を
「 横浜市立丸山台中学校 横浜市立南高等学校附属中学校 」	に改める。

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

提 案 理 由

横浜市立南高等学校附属中学校を設置するため、横浜市立学校条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市立学校条例（抜粋）

（~~上段~~ 改正案）
（~~下段~~ 現 行）

別表（第3条）

2 中学校

名 称	位 置
(省 略)	(省 略)
(省 略)	横浜市港南区
横浜市立丸山台中学校	
<u>横浜市立南高等学校附属中学校</u>	
(省 略)	(省 略)